

「令和8年度大阪府多頭飼育対策事業における犬猫の運搬業務」の業務概要

大阪府動物愛護管理センター

1. 目的

動物の飼育者が自身の管理能力を超えた多数の動物を飼育し、適切な飼育管理ができないことにより、動物の状態や周辺環境の不全のみならず、飼育者の生活状況に影響が生じている場合には、動物福祉の観点だけでなく、飼育者やその同居家族等に対する福祉の観点からも行政の介入が必要となる。

このような状態の改善には、動物の飼育頭数低減が不可欠であるが、飼育者が動物に執着する場合や家庭環境、経済的困窮により引取り手数料等を負担できないなどの事情により対策が進まない場合も多くみられる。このことから、本事業では不妊去勢手術により動物の繁殖を防ぎ、事態のさらなる深刻化を抑止しつつ、飼育者への心理的サポートを通じて課題を解消していくことで最終的に頭数削減と生活環境改善につなげることを目的とする。

2. 業務の履行期間

契約の日から令和9年3月31日まで

3. 委託業務の内容

(1) 以下の仕様の運送車両を用いて発注者が指定する日時、住所地にて収容容器に入った動物を受け取り、発注者の指定する動物診療施設に運搬・搬入する。また、発注者の指定する日時に動物診療施設にて返還される動物を受け取り、指定の住所地に動物を運搬・搬入する。その間、発注者の指示があれば空の収容容器等を一時保管する。なお、動物の運搬・搬入日時については、案件ごとにその都度調整する。

- ・運送車両は、「大阪府グリーン配送適合車」であること。
- ・運送車両は、有蓋貨物車両で、荷室は閉鎖でき、換気扇、エアコン等により荷室内の温度調整ができる設備を備えていること。
- ・万一、収容容器の破損等があっても動物の逸走防止が図られていること。
- ・運送車両の自動車登録番号は、あらかじめ発注者に届け出ること。運送車両を変更したときも同様とする。

(2) 動物の取り扱い等は以下のとおりとする。

- ・動物の取り扱いについては、動物愛護精神をもって虐待（死亡させたり、苦痛を与えたりすること。）のないよう行うこと。また、盗難・紛失のないよう注意するとともに、動物が逸走せぬよう取り扱うこと。
- ・運送の際に動物が入った収容容器を積み重ねる場合は、転倒防止策を講じること。
- ・荷室内に温度計・湿度計を備え、輸送中こまめに荷室内の温度を確認し、必要に応じ温度調整を行うこと。
- ・運送車両は、次の措置を講じ、衛生管理に努めること。

- ① 1日の作業終了後、荷室をその都度洗浄消毒すること。
- ② ノミなどの衛生害虫の発生を認めた場合は、その都度駆除すること。

(3) 発注者が指定する発着地までの旅費及び運搬に係る燃料費並びに有料道路使用料は受注者が負担すること。

4. 業務実施上の留意点

業務の実施にあたっては、以下の内容に留意し、適正に業務を遂行すること。

(1) 運営体制

受注者は、受託業務を円滑に運営するため、契約締結後、速やかに受託業務における業務責任者を指定すること。

(2) 受託業務の再委託

受注者は、発注者の承諾がある場合を除き、受託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。

(3) 個人情報の保護

受注者は、受託業務の実施にあたり、受注者自身及び当該従事者が個人情報の保護の重要性を認識し、個人情報の取り扱いについては、個人情報の保護に関する法令等及び契約書別記「特記仕様書 II 個人情報取扱特記事項」を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう必要な措置及び体制を講ずること。